岩手県告示第 45 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事業の一部が変更され、土地の一部を収用する必要がなくなったので告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 県道盛岡和賀線改築工事(羽場拡幅・岩手県盛岡市羽場地内)及びこれに伴う市道付替工事
- 3 収用する必要がなくなった土地の区域

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 土地登記簿の地積 | 実測地積 |
|----------------|-------|----|---------------|---------------|
| 岩手県盛岡市羽場 14 地割 | 106番1 | 宅地 | 1, 131. 56 m² | 1, 179. 96 m² |

| 収用しようとする土地の面積 | | 使用しようとする土地の面積 | | 備考 | |
|---------------|-----------|---------------|-----------|-----------|--|
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | VHI √¬ | |
| 63. 16 m² | 27. 22 m² | 0 m² | 14. 32 m² | 別図に表示する部分 | |

⁴ 事業認定の告示の年月日及び番号 平成19年1月29日 東北地方整備局告示第2号

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部県土整備企画室に備えておいて縦覧に供する。